

工事起工 概要書

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	審査	設計者				
執行年度	令和07年度									
工事番号 工事名	令和7年度 国補特環下委託第2号 第07-13-231-T-002号 下水道管路内カメラ調査業務委託 起工 設計書									
工事場所 又は履行場所	東茨城郡 城里町 阿波山地内 ほか									
施工方法	委託					原契約年月日	年 月 日			
工期又は 履行期間	令和 年 月 日 から 令和 7年 10月 31日 まで 日間									
受注者										
費 目	起 工	第1回変更	増 減 (△)	変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負比率 請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 ー 円 請負比率 ー 変更工事価格 ー 円						
起 工 額										
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価 格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容		規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3
管路調査業務 N＝1．0式										
変更理由										

令和 7 年度 国補特環下委託第 2 号

下水道管路内カメラ調査業務委託

標準仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、発注者が管理する下水道管路施設の管路調査に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

2. 目的

本業務は、令和 4 年度城里町下水道ストックマネジメント実施方針の点検・調査計画に基づき、対象施設の点検及び調査をすることで、リスクの評価、特定及び改築修繕の情報蓄積を目的とする。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、監督員の発議により、監督員が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ①労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
- ②労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
- ③消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
- ④建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
- ⑤建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
- ⑥港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
- ⑦毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
- ⑧道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
- ⑨下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
- ⑩中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
- ⑪道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
- ⑫河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
- ⑬電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
- ⑭騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
- ⑮廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
- ⑯水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
- ⑰酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）及び同法関連法規

- ⑱労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
- ⑲振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
- ⑳環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規
- （2）使用人に対する、諸法令などの運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- （3）適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- （1）受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ調査に着手すること。
 - ①着手届
 - ②現場代理人及び主任技術者届
 - ③工程表
 - ④職務分担表
 - ⑤緊急連絡届
 - ⑥調査計画書
 - ⑦酸素欠乏危険作業主任者届
（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（第 2 種）の写しを添付のこと。）
- （2）提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- （3）受注者は、調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ①完了届
 - ②出来高調書
 - ③調査記録写真
 - ④完了図書一式
 - ⑤請求書
- （4）前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- （1）受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- （2）マンホール管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- （3）受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- （4）受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- （1）受注者は、調査の一部を下請負させる場合で、発注者がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、書面にて届け出ること。調査期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- （2）調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがあ

る。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受ける。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等からの報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 身分証明書

- (1) 受注者は、現場で所定の業務を行う調査員について、発注者へ身分証明書交付願いを提出し、身分証明書を取得すること。
- (2) 身分証明書は、常に携帯していること。
- (3) 身分証明書は、他人に貸与してはならない。
- (4) 身分証明書を紛失等した場合は、直ちに発注者へ届出ること。
- (5) 業務完了後は、速やかに発注者へ返納すること。

11. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、マンホール及び下水道管路施設等に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時はその復旧及び賠償に全責任を負うこと。

12. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 工程の都合上、祝日、休日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

13. 秘密の保持

本業務に伴って得られた資料及び成果は発注者の所有とし、発注者の承諾なしに公表及び貸与してはならない。また、本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

14. その他

- (1) 設計図書に特に明示してない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、すみやかに発注者に報告し指示を受けて処理すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令の定めるところに従い、その防

止に必要な措置を十分講ずること。

- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管路等に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、マンホール内への転落や換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路施設調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安等を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届けること。
- (4) 調査終了後、マンホール蓋のがたつきには十分注意し、がたつきが生じた場合については処置をすること。また、調査箇所において、緊急的な措置が必要な腐食、破損、不等沈下等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

第3章 管路調査

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、マンホール及び下水道管路施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、発注者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 各種点検・調査

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- ①調査概要
- ②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③調査計画（TVカメラ装置等の使用機器、調査方法、調査内容、判断基準、実施工程等）
- ④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管路施設内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤その他（監督員の指示する事項）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 巡視工

管路施設が埋設されている地表面の状況（地表面の沈下・亀裂・陥没の有無）、施設の状況（マンホール蓋の据付け不良や破損等）を目視により巡視すること。

(5) マンホール点検工

①地上目視（1号人孔未満）

調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホールおよび本管の異状（マンホール蓋の腐食等、マンホール内のクラックやズレ、侵入水、足掛金具及びコンクリートの腐食、インバート状況、接続管渠の管口等の状況）の有無を、点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検すること。

②管口カメラ（1号人孔以上）

調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホールおよび本管の異状（マンホール蓋の腐食等、マンホール内のクラックやズレ、侵入水、足掛金具及びコンクリートの腐食、インバート状況、接続管渠の管口等の状況）の有無を、管口カメラを用い可視範囲を目視により点検すること。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況を、調査員がモニターを見ながら点検すること。

(6) マンホール目視調査工

調査員がマンホール内に入り、マンホールおよび本管の異状（マンホール内のクラックやズレ、侵入水、足掛金具及びコンクリートの腐食、インバート状況、接続管渠の管口等の状況）の有無を、ライトを用い可視範囲を目視により点検すること。

(7) 本管テレビカメラ調査工・取付管テレビカメラ調査工・管渠内洗浄工

- 1) 調査にあたっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて洗浄し調査の制度を高めること。ただし、作業分の洗浄水が不足する場合は監督員と協議すること。
- 2) 本管の調査は、自走式のテレビカメラを上流マンホールから本管に挿入し、下流マンホールに向けて移動させ、本管の異状（本管の破損やクラック、たるみ、取付管箇所等）の有無を、テレビカメラ搭載車のモニターで調査員が目視及びスケール測定により調査すること。また、直視及び側視撮影を行い、異状の程度や位置を記録し、動画を連続的に収録すること。

(8) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(9) 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って調査記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

- 1) 施工中の写真は工種、種別毎に施工日に1回以上撮影する。
- 2) 安全管理の写真は各種標識、保安施設を種類毎に1回以上撮影し、交通整理状況は適宜撮影する。安全訓練等は実施毎に撮影する。
- 3) 使用機械等は、種類毎に1回以上撮影する。
- 4) 酸素及び硫化水素濃度等の測定状況と送風機を使用した場合の状況は全ての箇所を1回以上撮影する。
- 5) 写真には、件名、撮影日、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れてカラー撮影すること。
- 6) 1枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、状況が明確になるまで貼り合わせる

3. 報告書

報告書は、次の事項について、内容を明記すること。

(1) 各種点検・調査

- ①調査目的
- ②調査概要
- ③設計数量と実施調査数量との対比表
- ④案内図
- ⑤調査箇所図
- ⑥調査実施箇所一覧表
- ⑦調査記録表

調査記録表（調査総括表、調査集計表、本管用調査記録表）は、（社）日本下水道協会発刊の下水道維持管理指針に掲載されている標準的な書式を使用し、かつ、その書式は電子納品するとともに、参考図書として紙ベースの記録表も提出すること。記録表の記入方法に関しては、監督員との協議により決定する。

(2) 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。

- ①報告書 1部
- ②作業記録写真帳 1部

- ③各調査記録表データ（Excel 形式） 1 部
- ④各種電子データ 1 部
- ⑤その他監督員の指示するもの

4. その他特記事項

交通誘導員の人数を地元要望等で増員したい場合は、事前に協議書を提出し回答を得ておかなければ設計変更の対象としない。

また、交通誘導員の予定人数が設計数量に満たない場合は、予定人数に合わせて設計変更をする。

5. 参考図書

- (1) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)
(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
- (2) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (3) 下水道維持管理指針 (社団法人日本下水道協会)
- (4) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (5) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案) (公益社団法人日本下水道協会)
- (6) 下水道管路施設維持管理マニュアル (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (7) 下水道管路施設維持管理積算資料 (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (8) 茨城県測量作業共通仕様書 (茨城県)
- (9) 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書 (茨城県)
- (10) 城里町下水道ストックマネジメント実施方針 (城里町)

令和 7 年度 国補特環下委託第 2 号

下水道管路内カメラ調査業務委託

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「令和 7 年度国補特環下委託第 2 号下水道管路内カメラ調査業務委託標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 名 称 令和 7 年度 国補特環下委託第 2 号 下水道管路内カメラ調査業務委託

(2) 位 置 城里町大字 阿波山 地内ほか（別添図面のとおり）

(3) 調査数量

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
巡視工	☒ 有 無	575 m
マンホール点検工（地上からの点検）	☒ 有 無	39 箇所
マンホール点検工（管口 T V カメラ点検）	☒ 有 無	130 箇所
マンホール目視調査工（標準マンホール）	☒ 有 無	52 箇所
管きょ内洗浄工（管径 800mm 未満）	☒ 有 無	719 m
本管 T V カメラ調査工（管径 800mm 未満）	☒ 有 無	719 m
取付管 T V カメラ調査工	☒ 有 無	7 箇所
交通管理工（交通誘導員）	☒ 有 無	19 人
報告書作成工	☒ 有 無	一式

4. 履行期間

履行期間は、契約日の翌日より令和 7 年 10 月 31 日までとする。

5. 業務カルテの登録業務

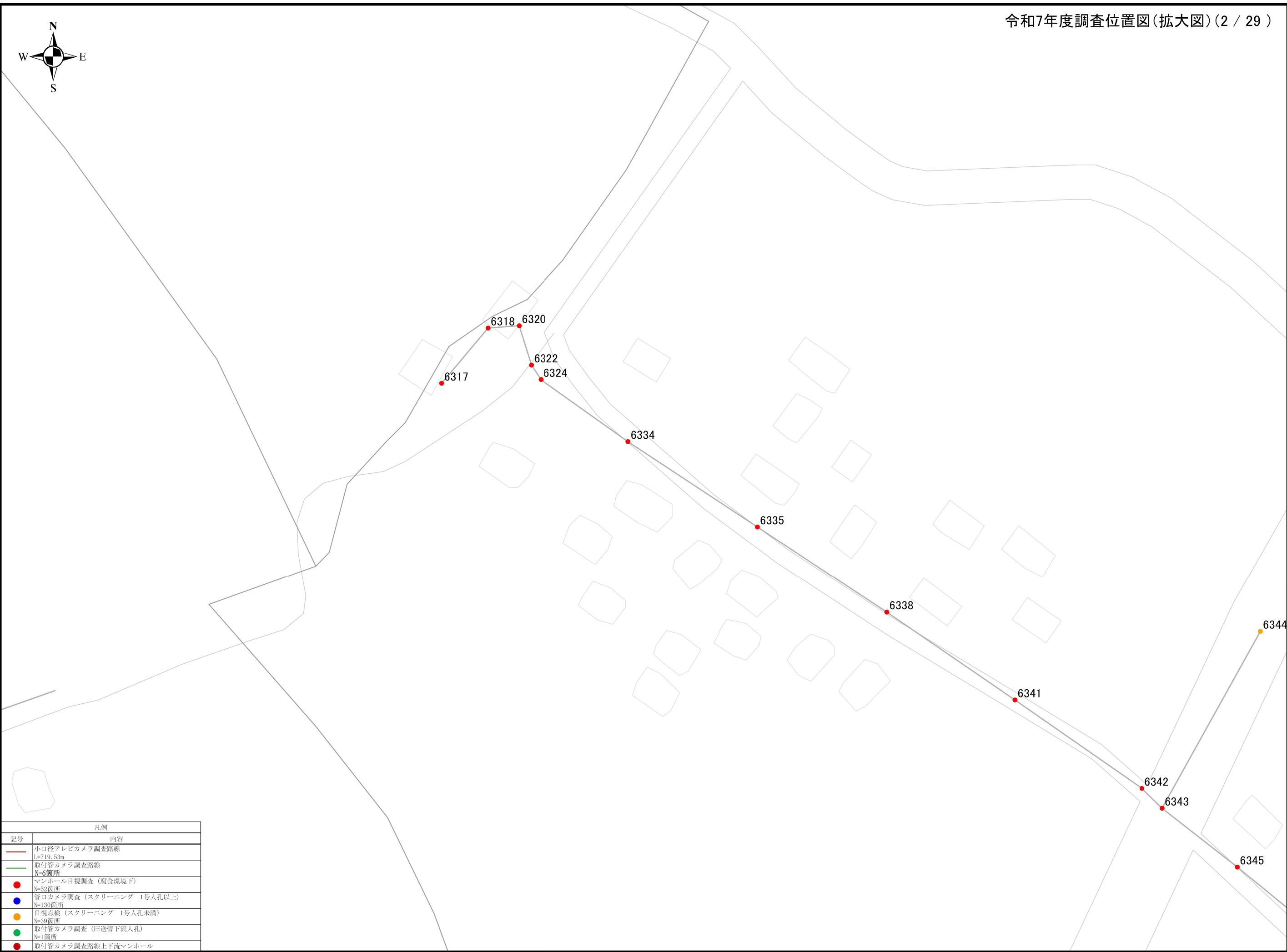
本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、茨城県設計業務共通仕様書第 1108 条の 3 に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

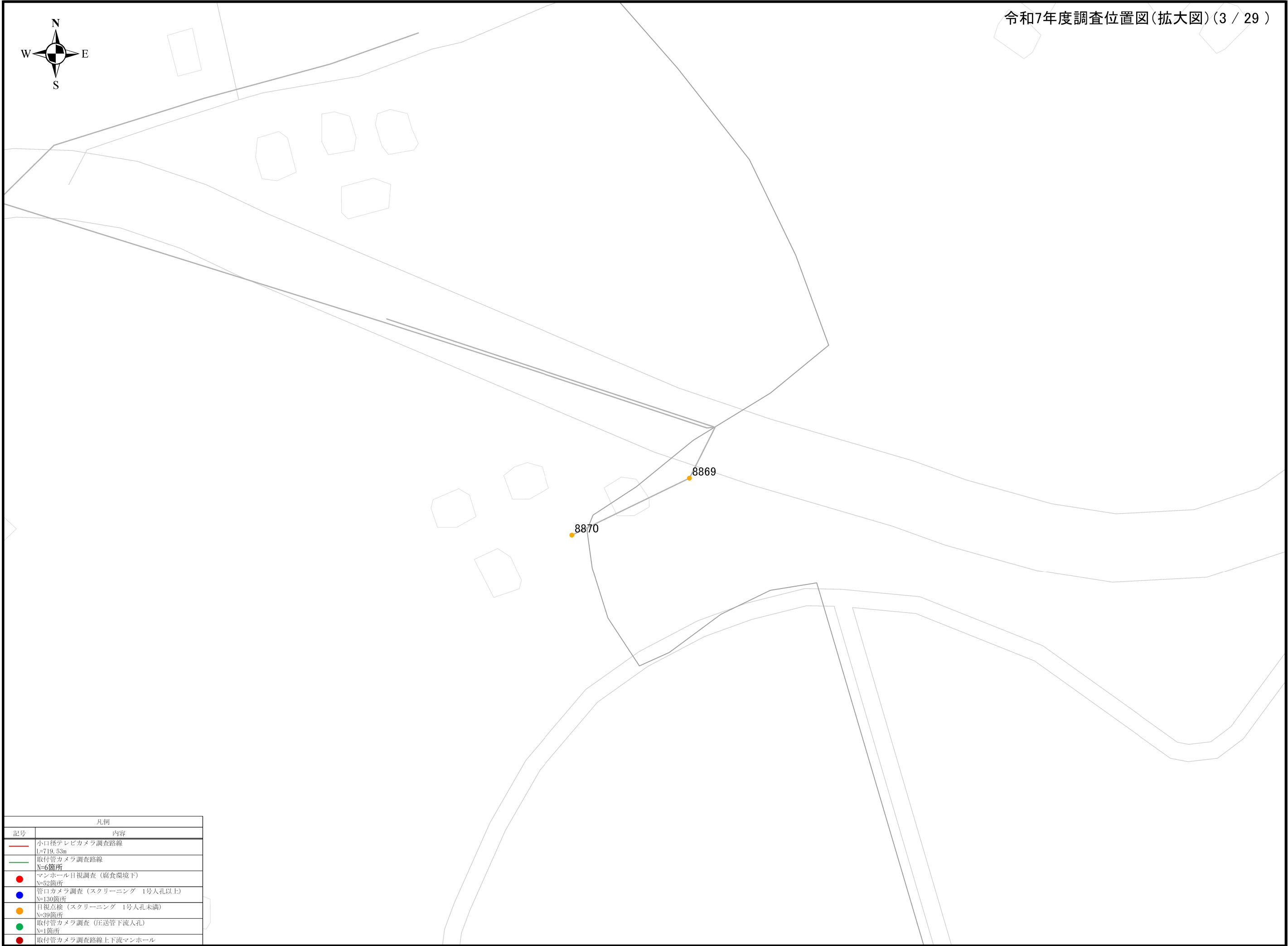
凡例	
記号	内容
	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
	取付管カメラ調査（圧送管下流人孔） N=1箇所
	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



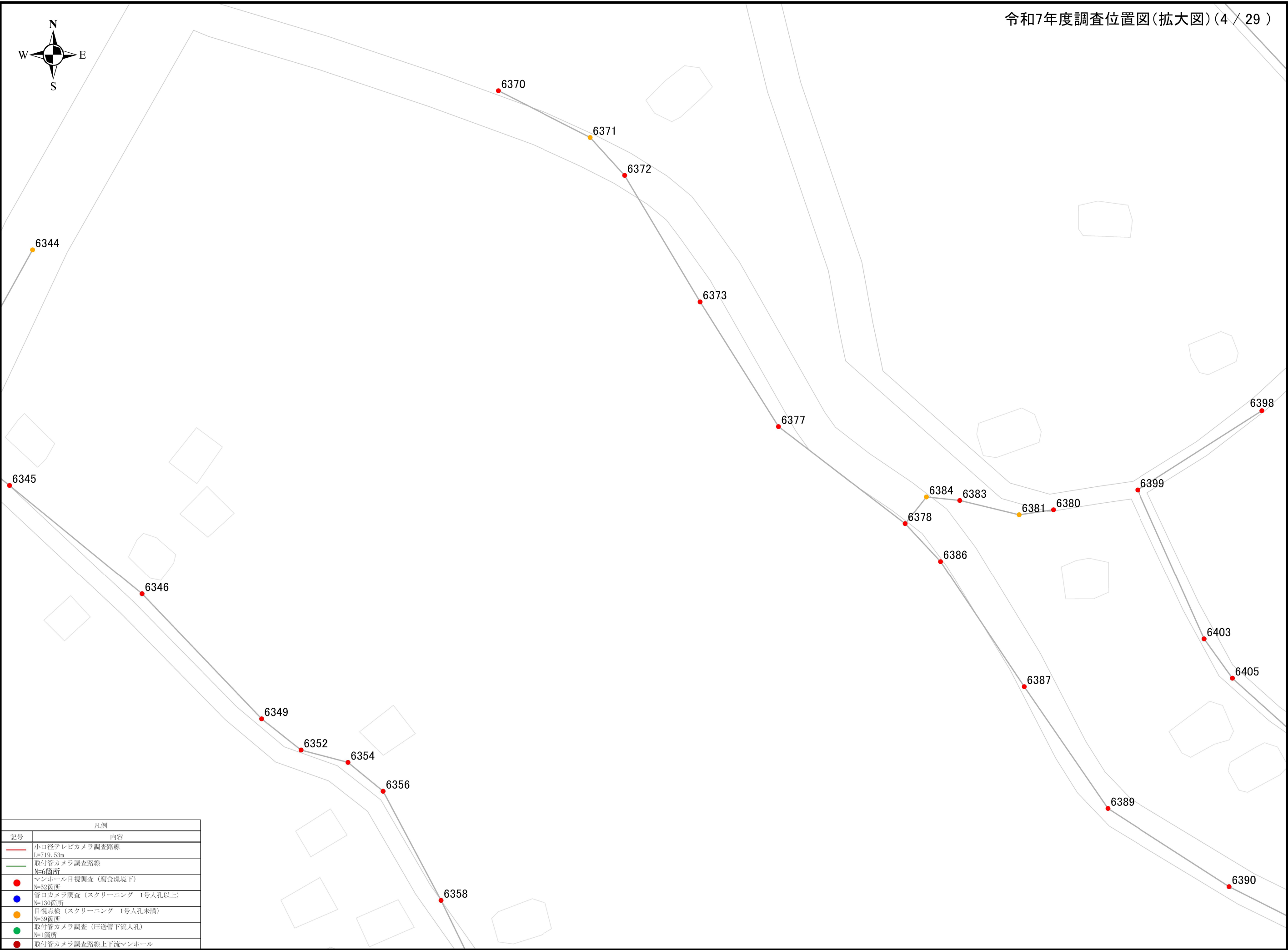
5614

凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

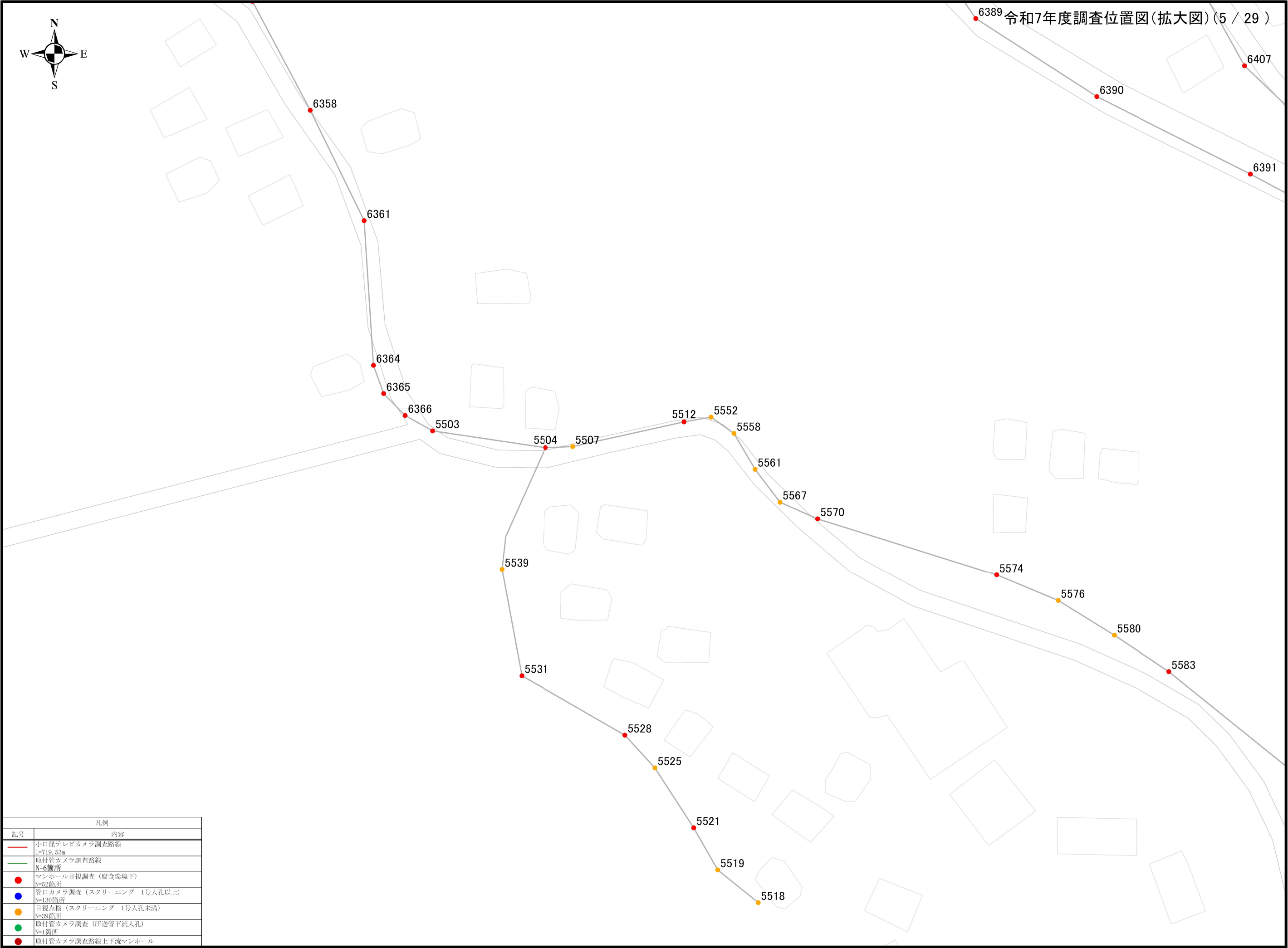




凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

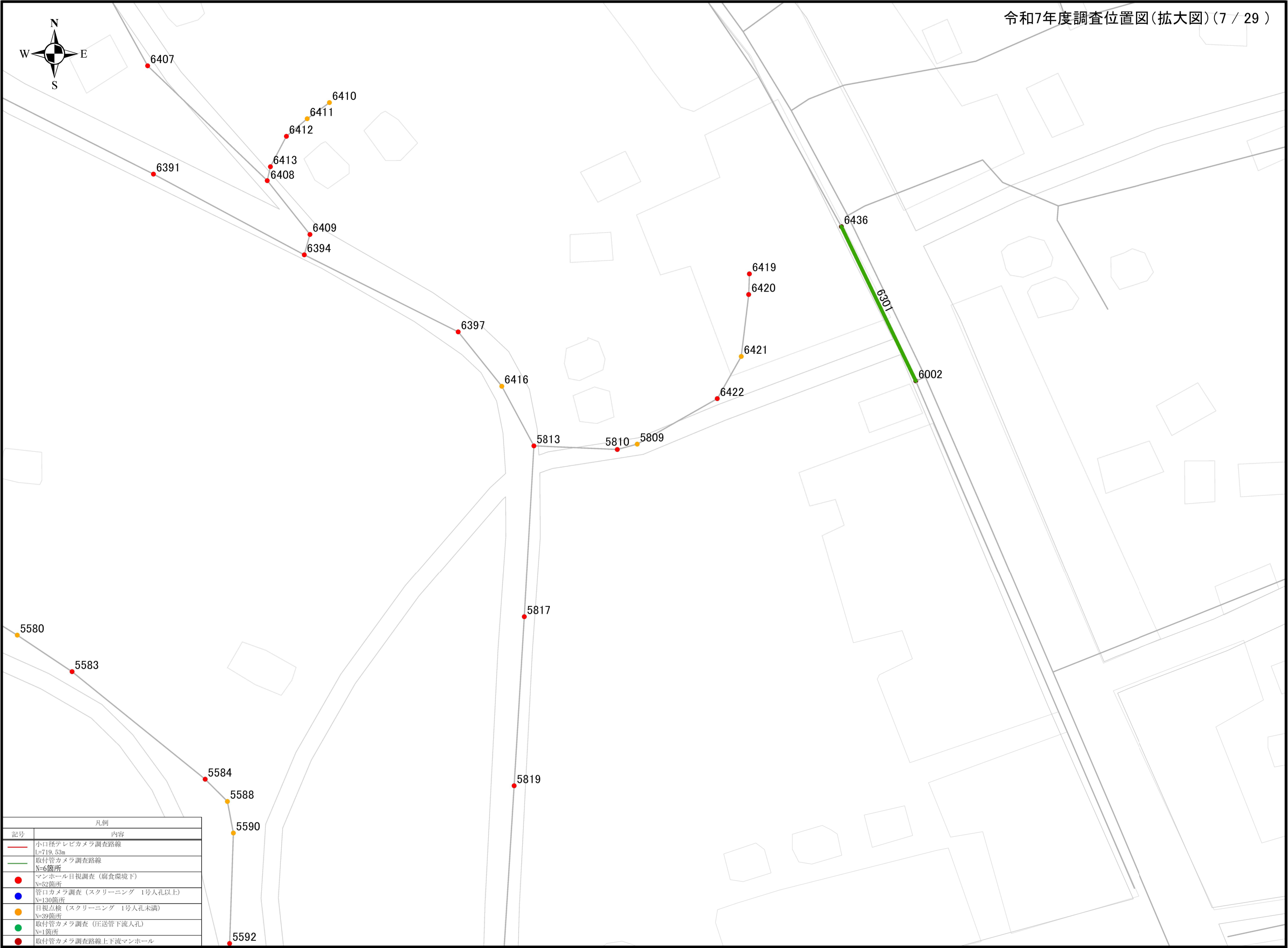


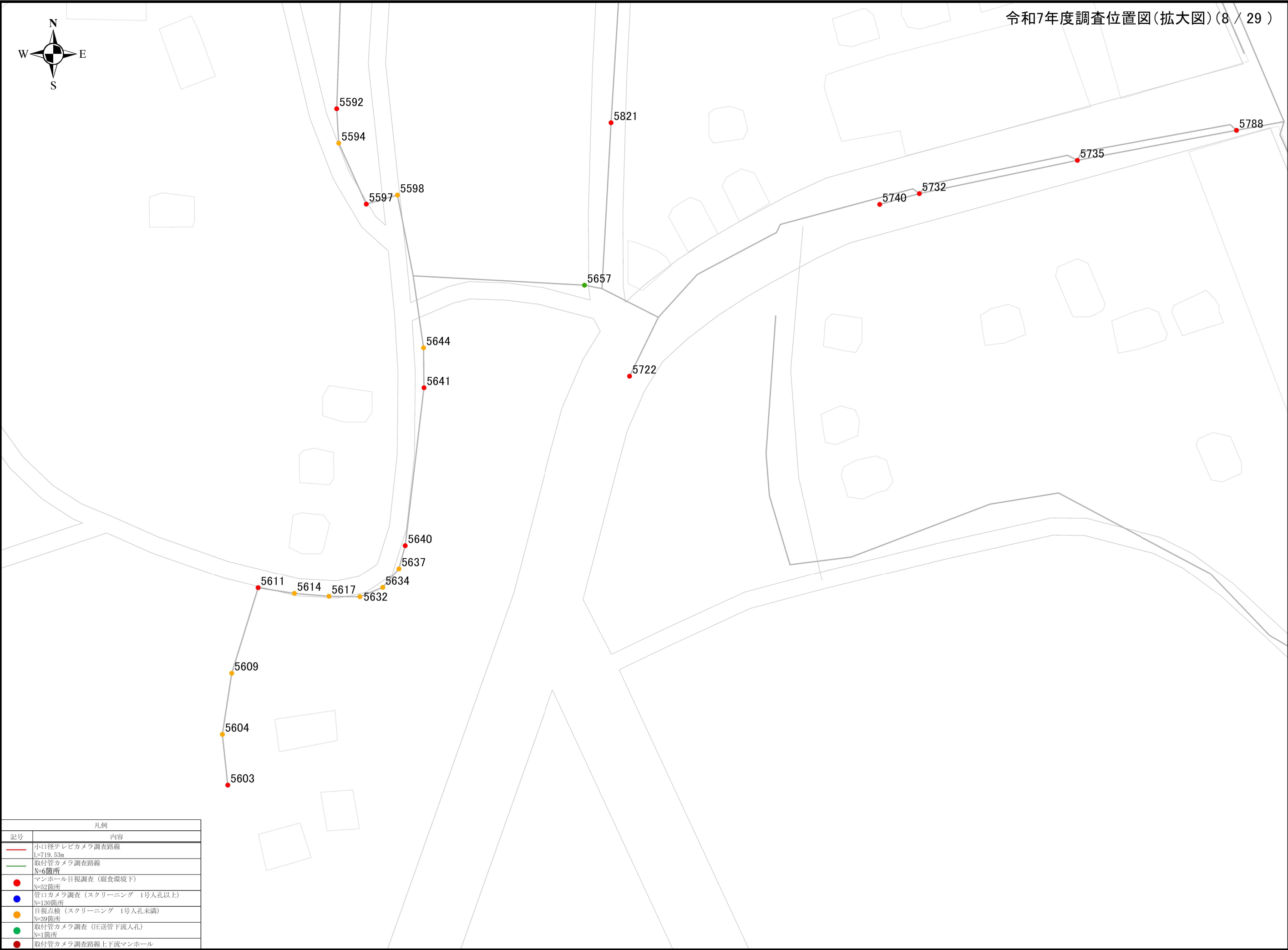
凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

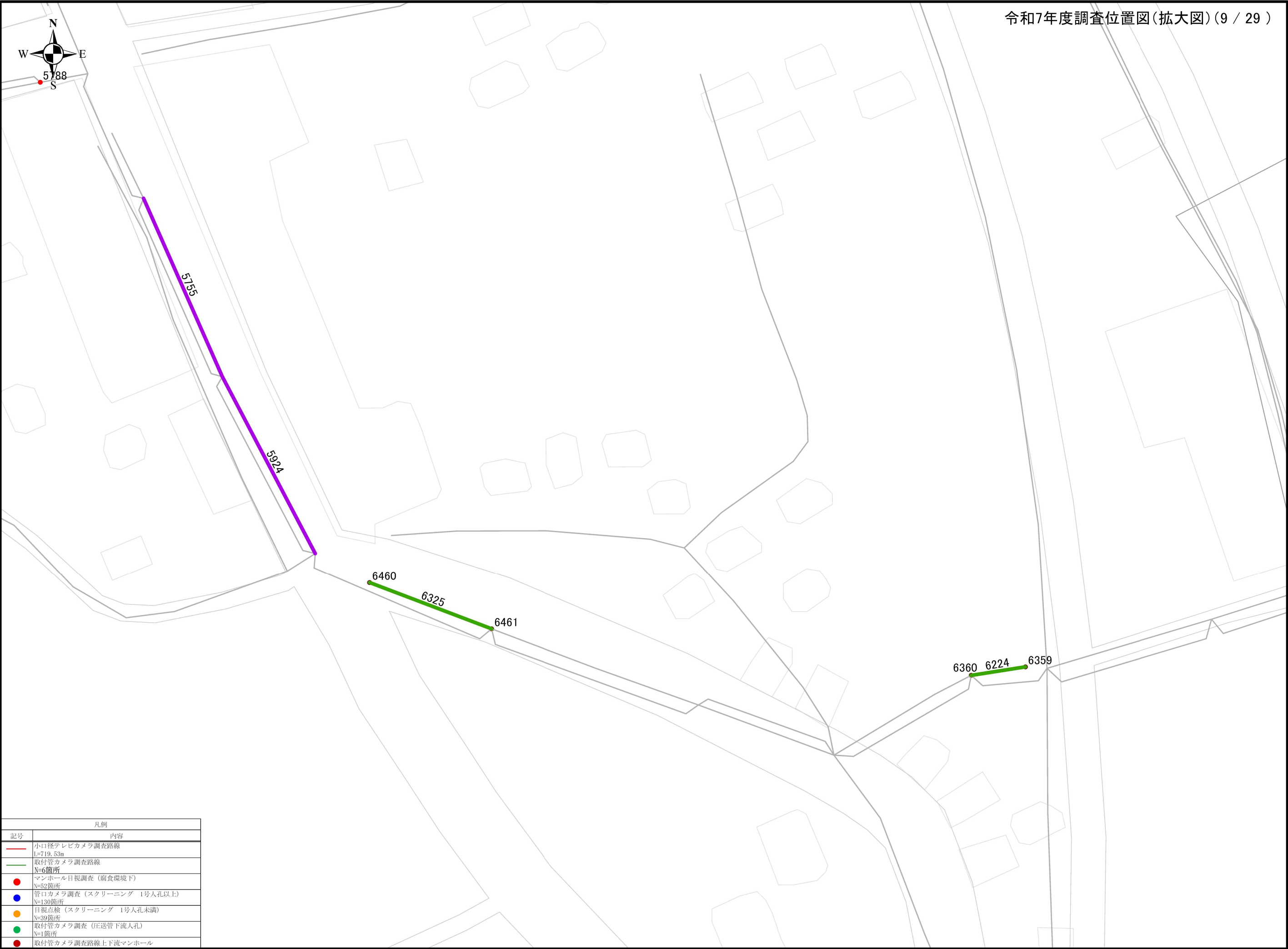




凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール







凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



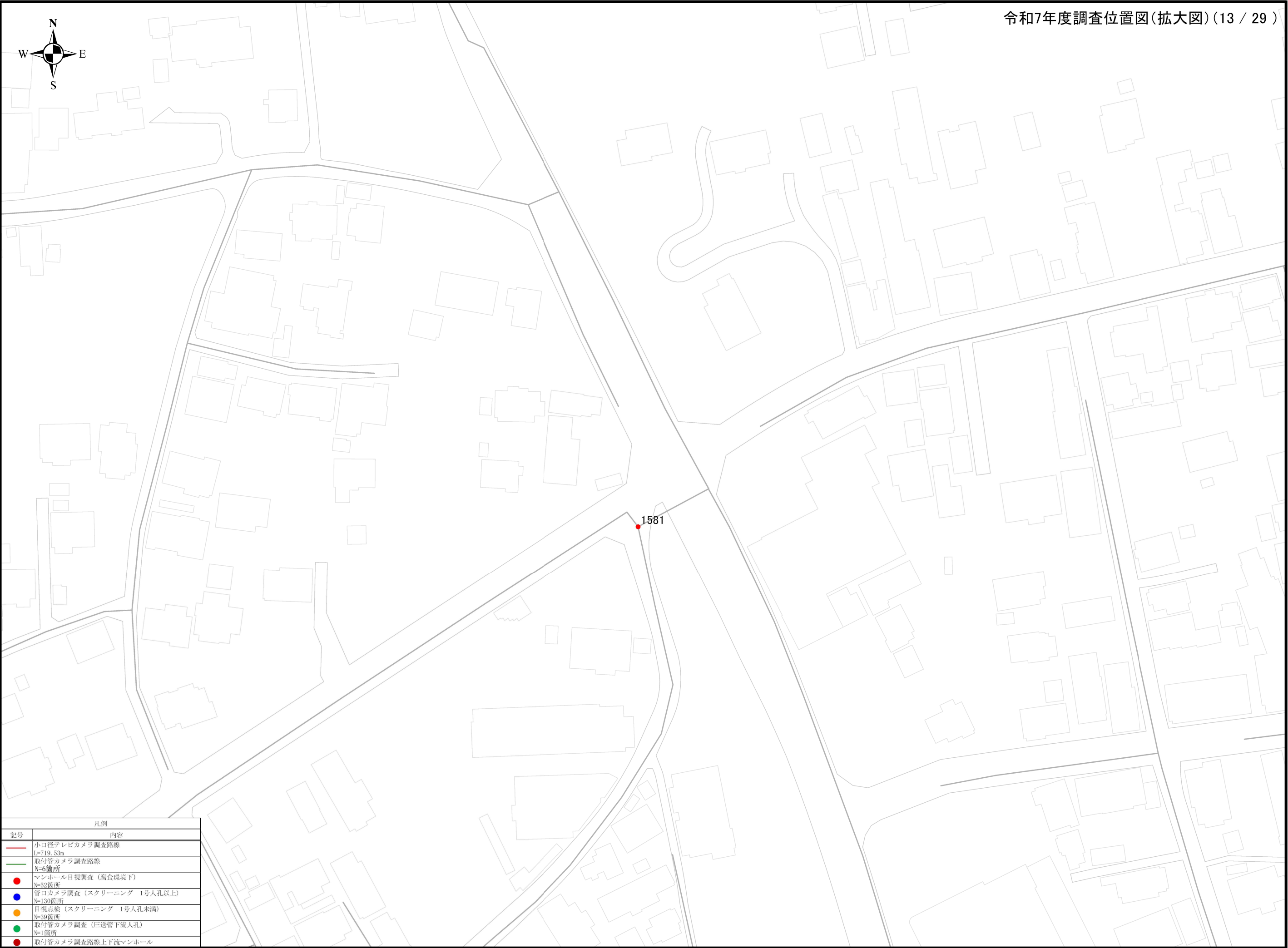
7913
7763
7914

凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



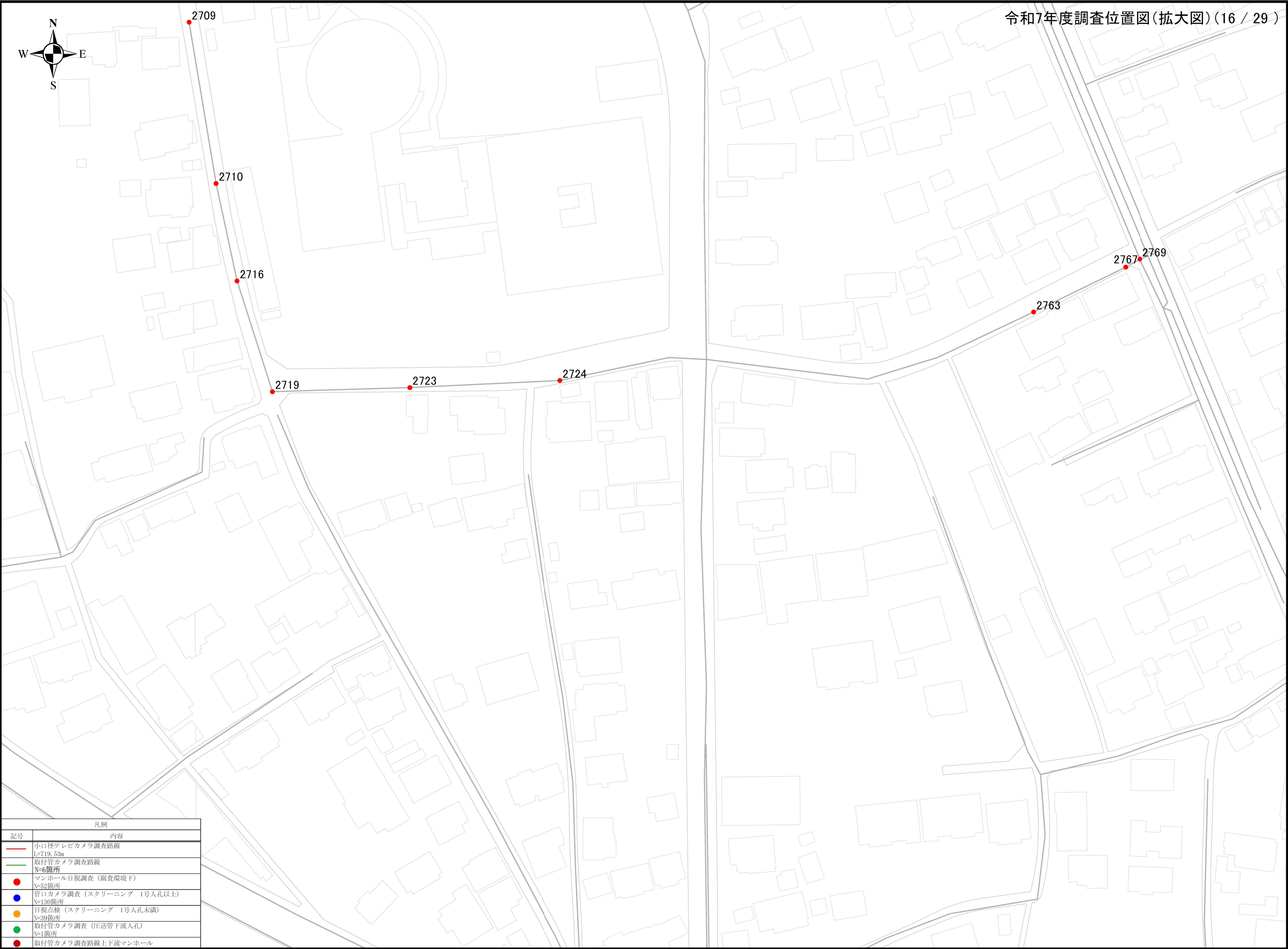
凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



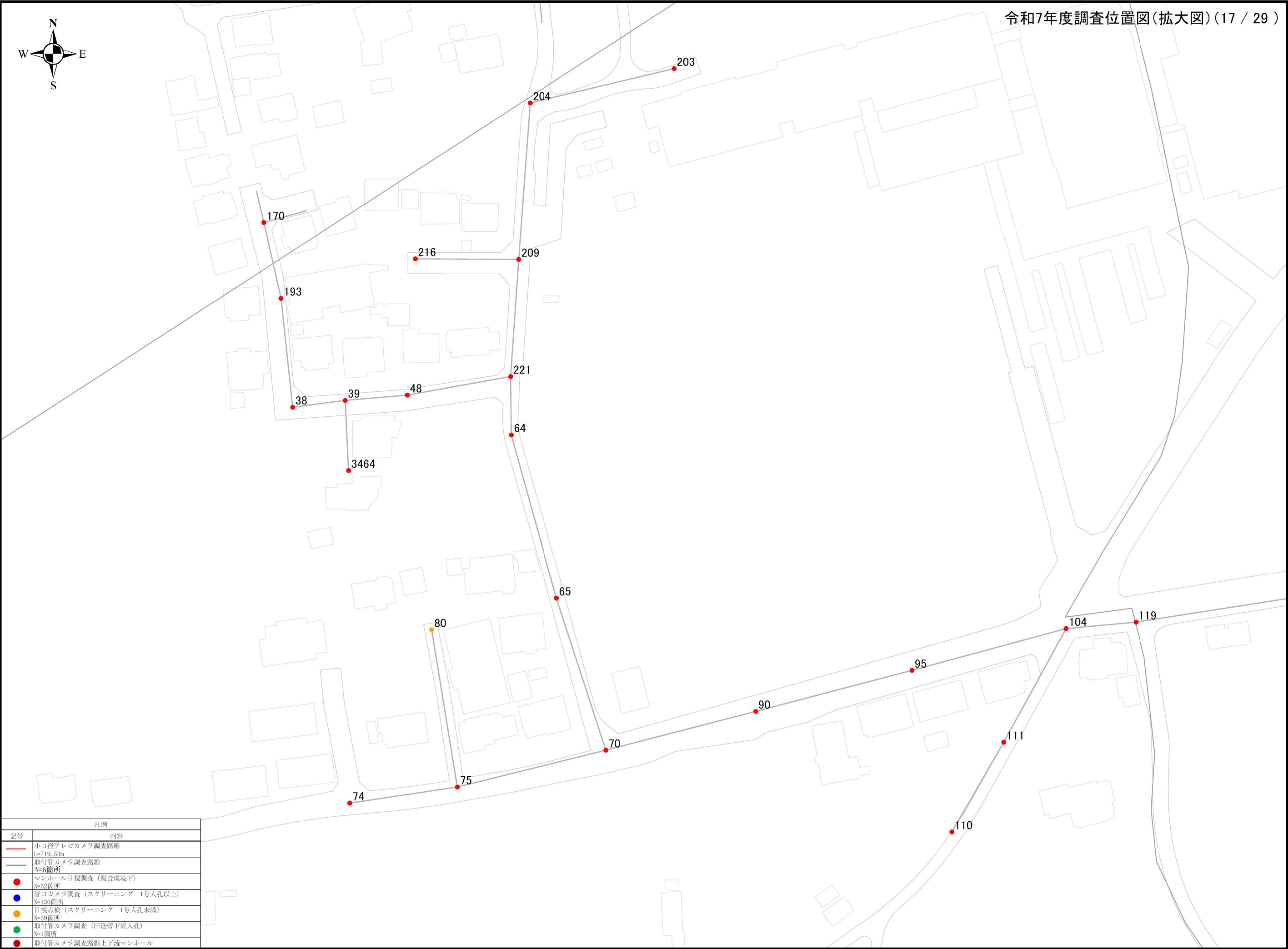


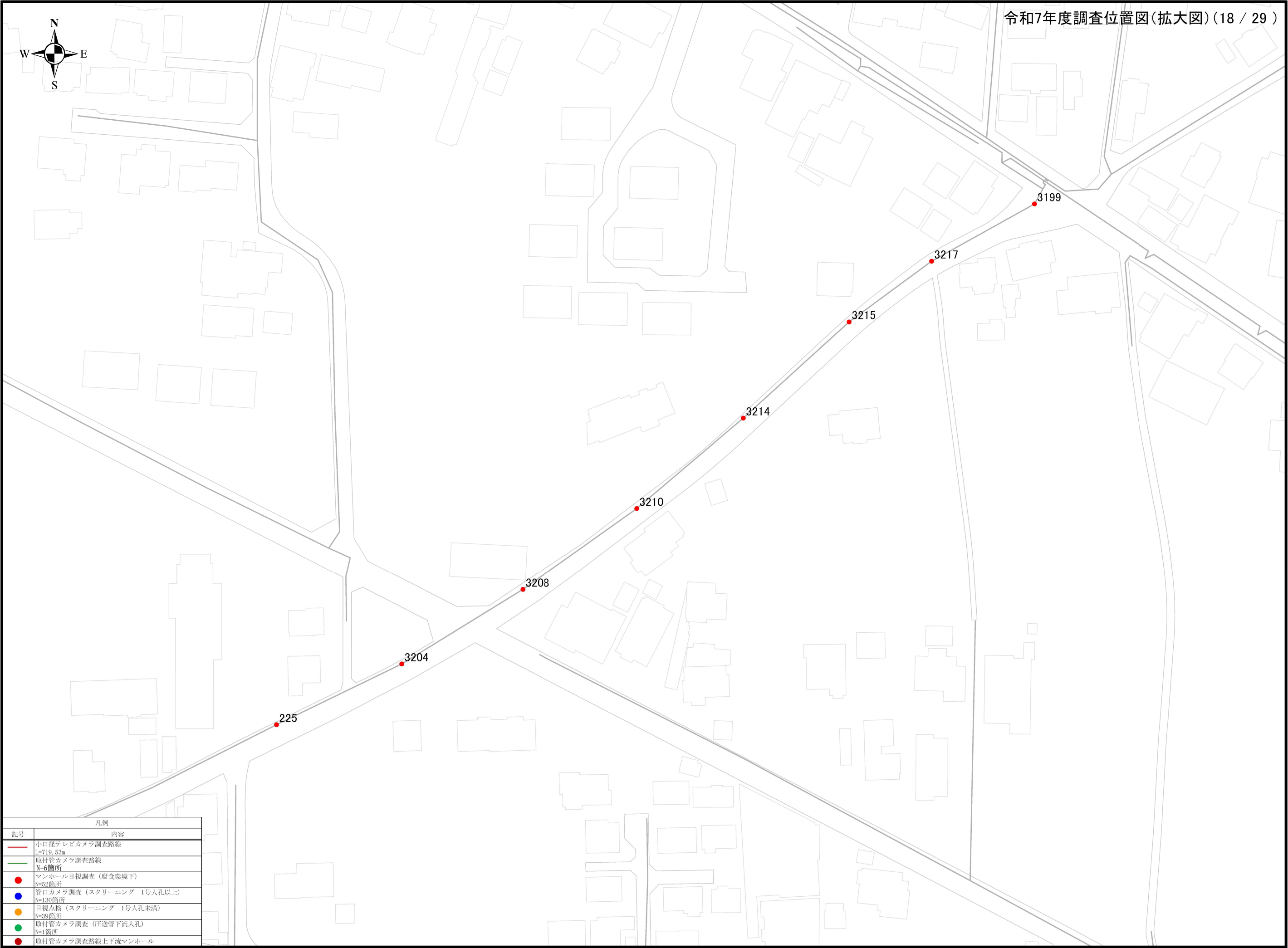






凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール





凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

S = 1 : 1,000



1189

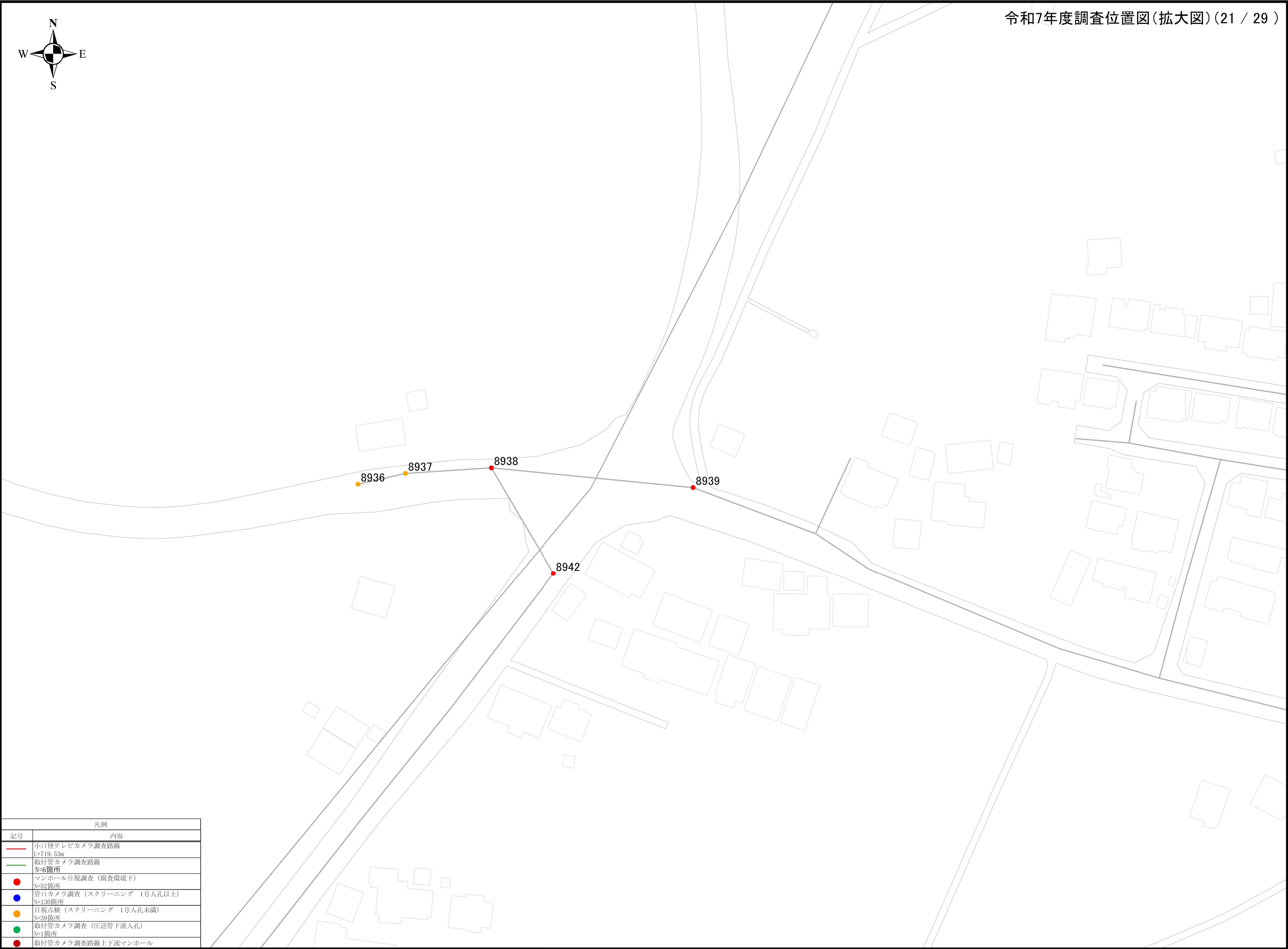
1181

凡例	
記号	内容
	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

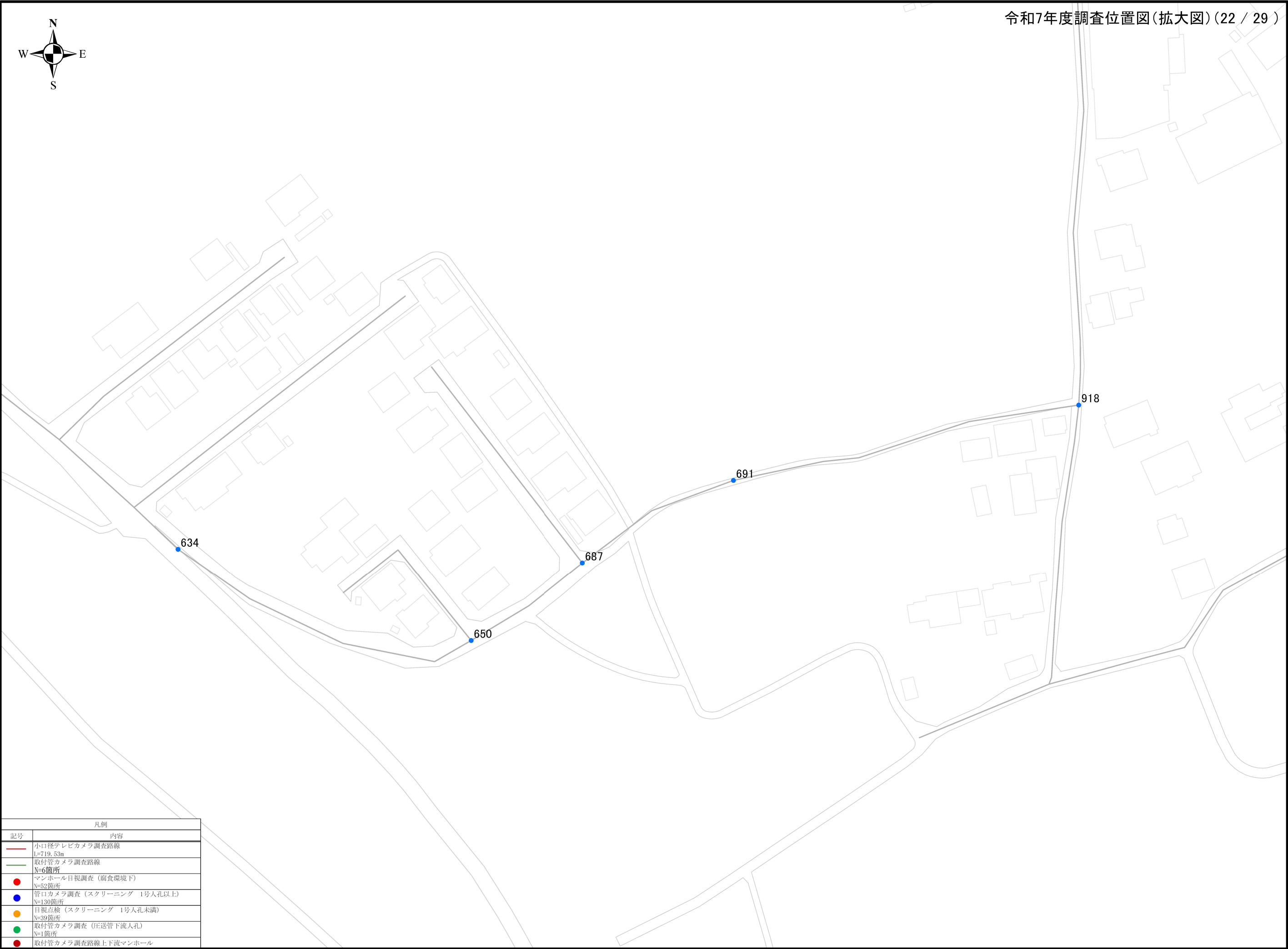


2364

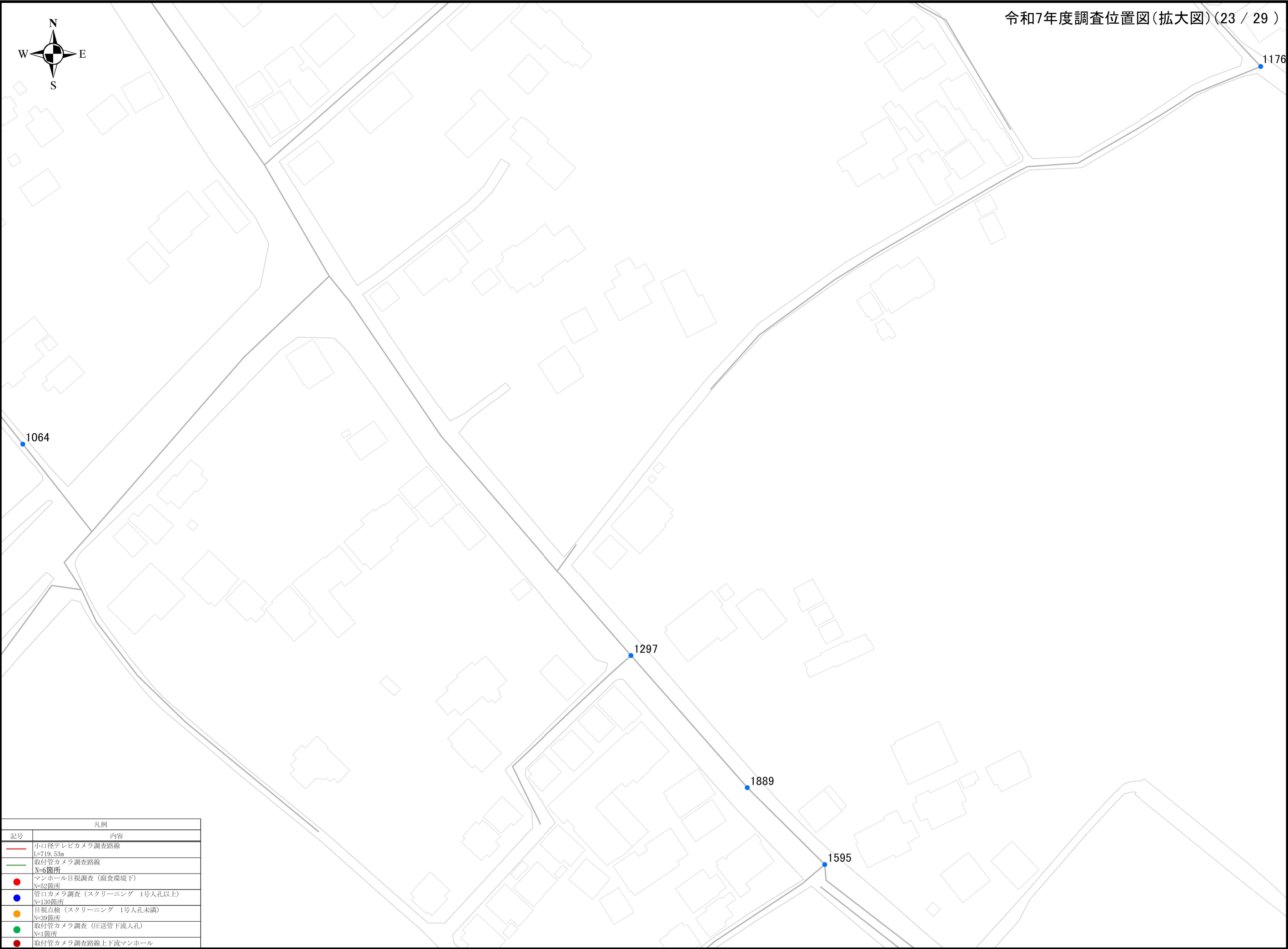
凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（厨房環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



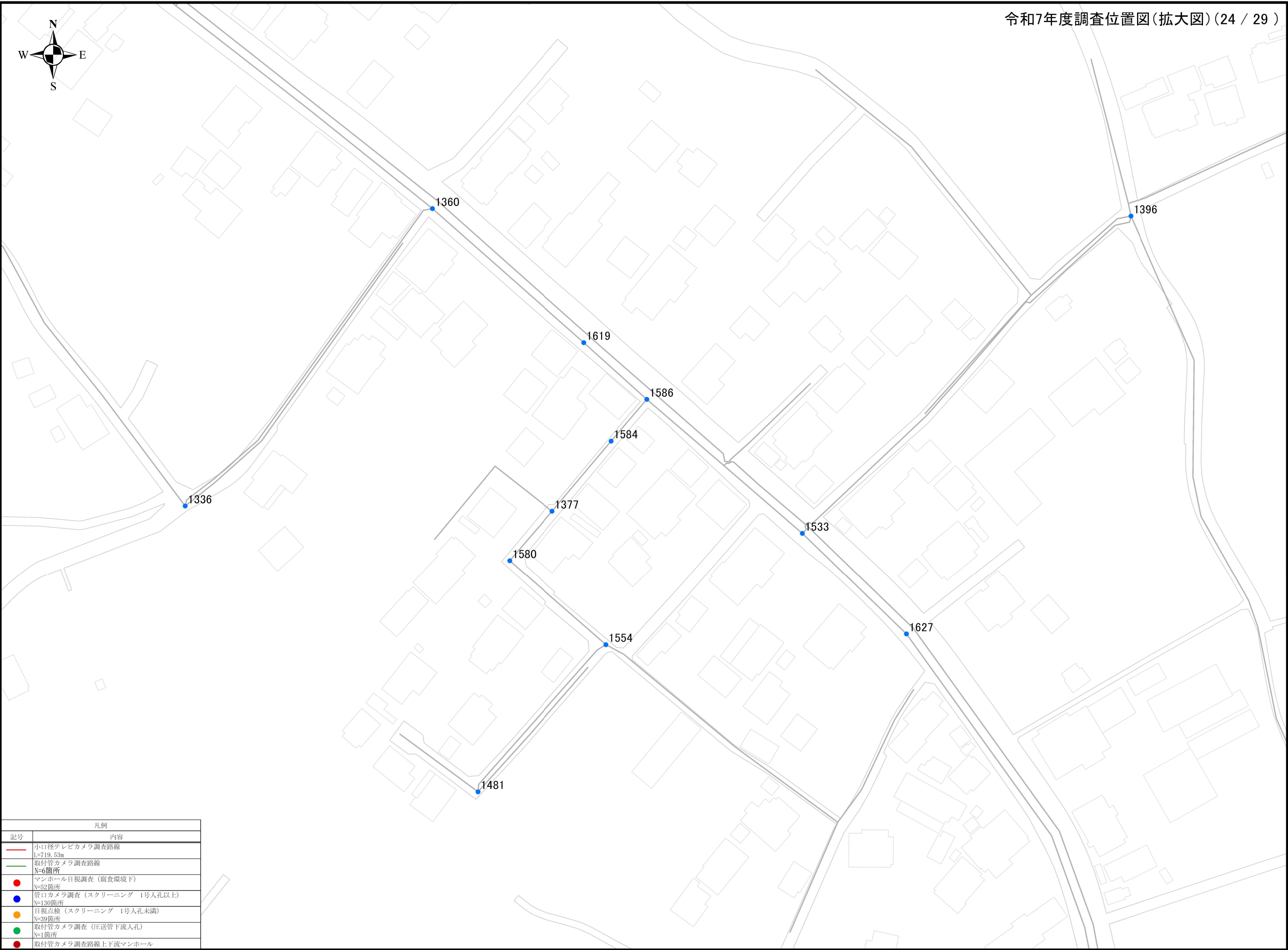
凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

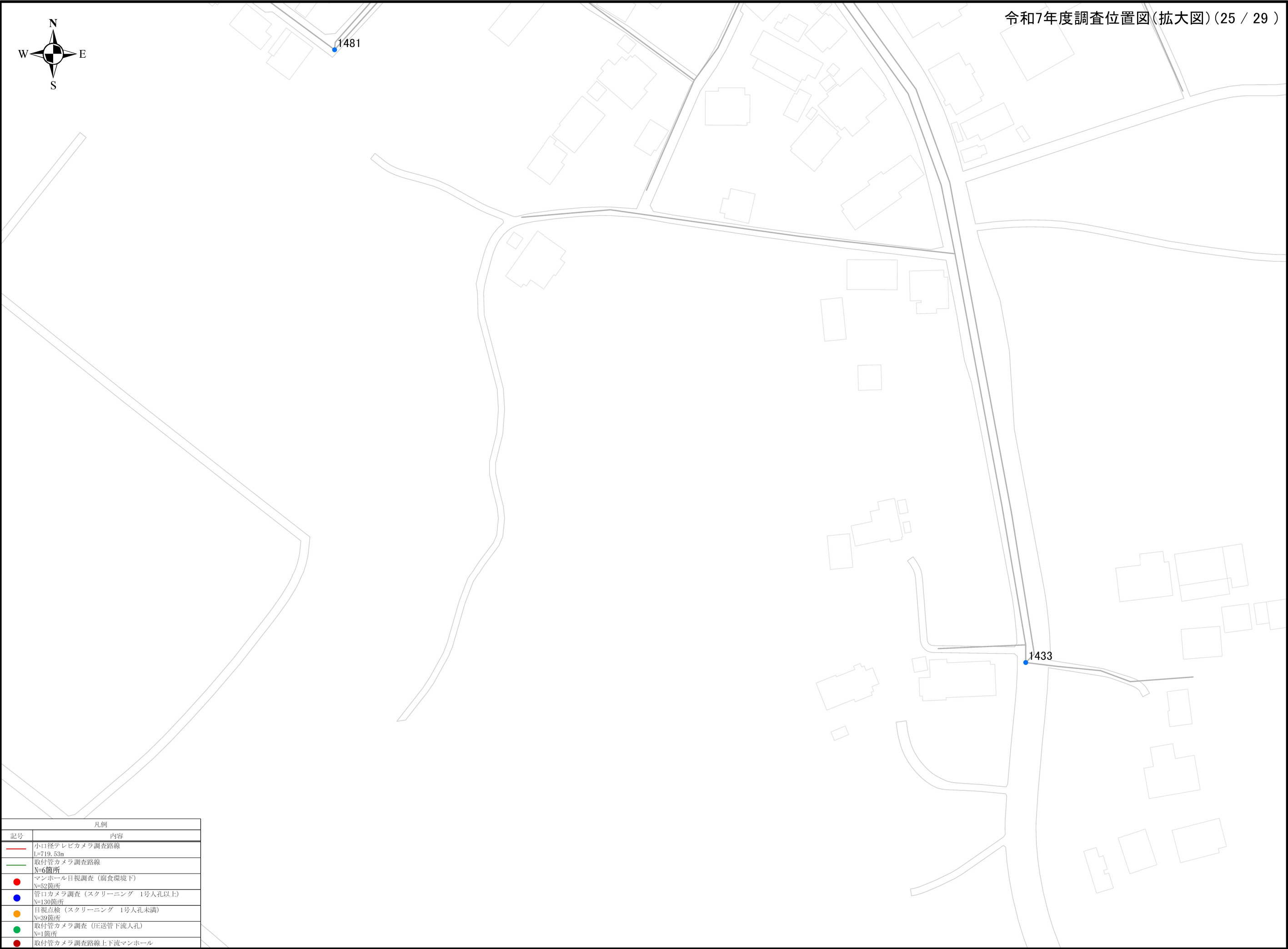


凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

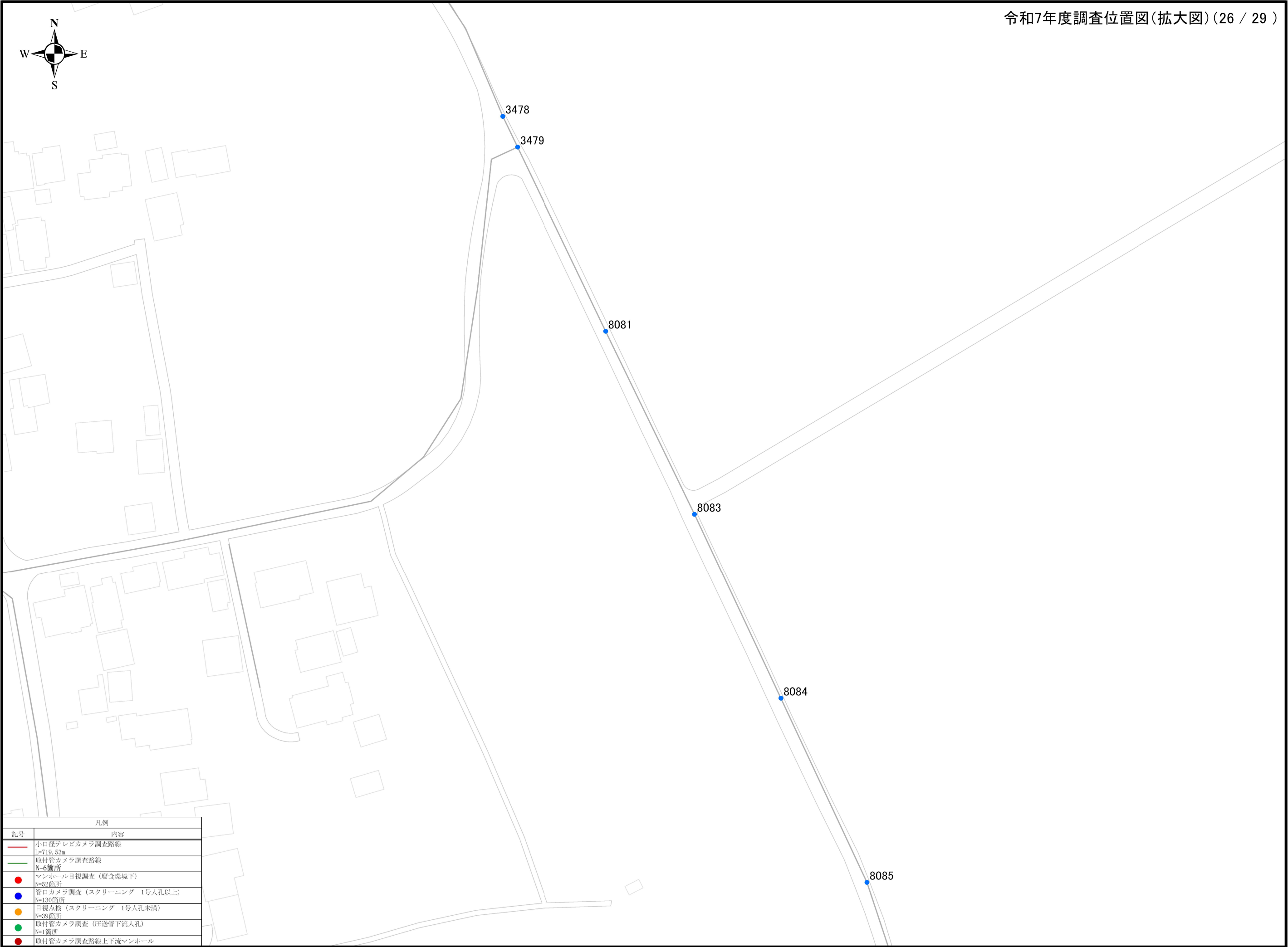


凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

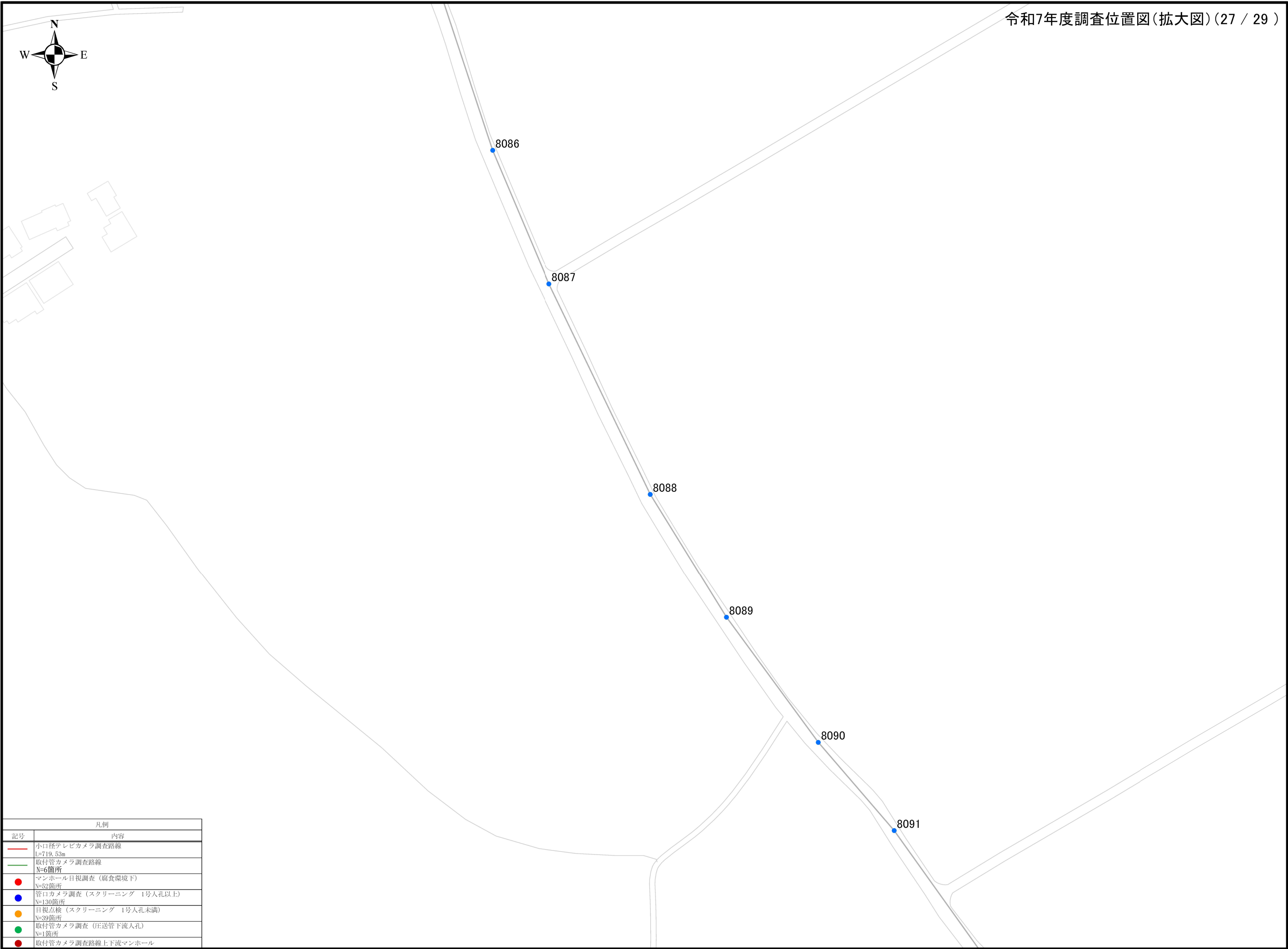
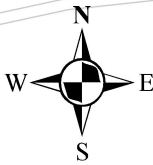


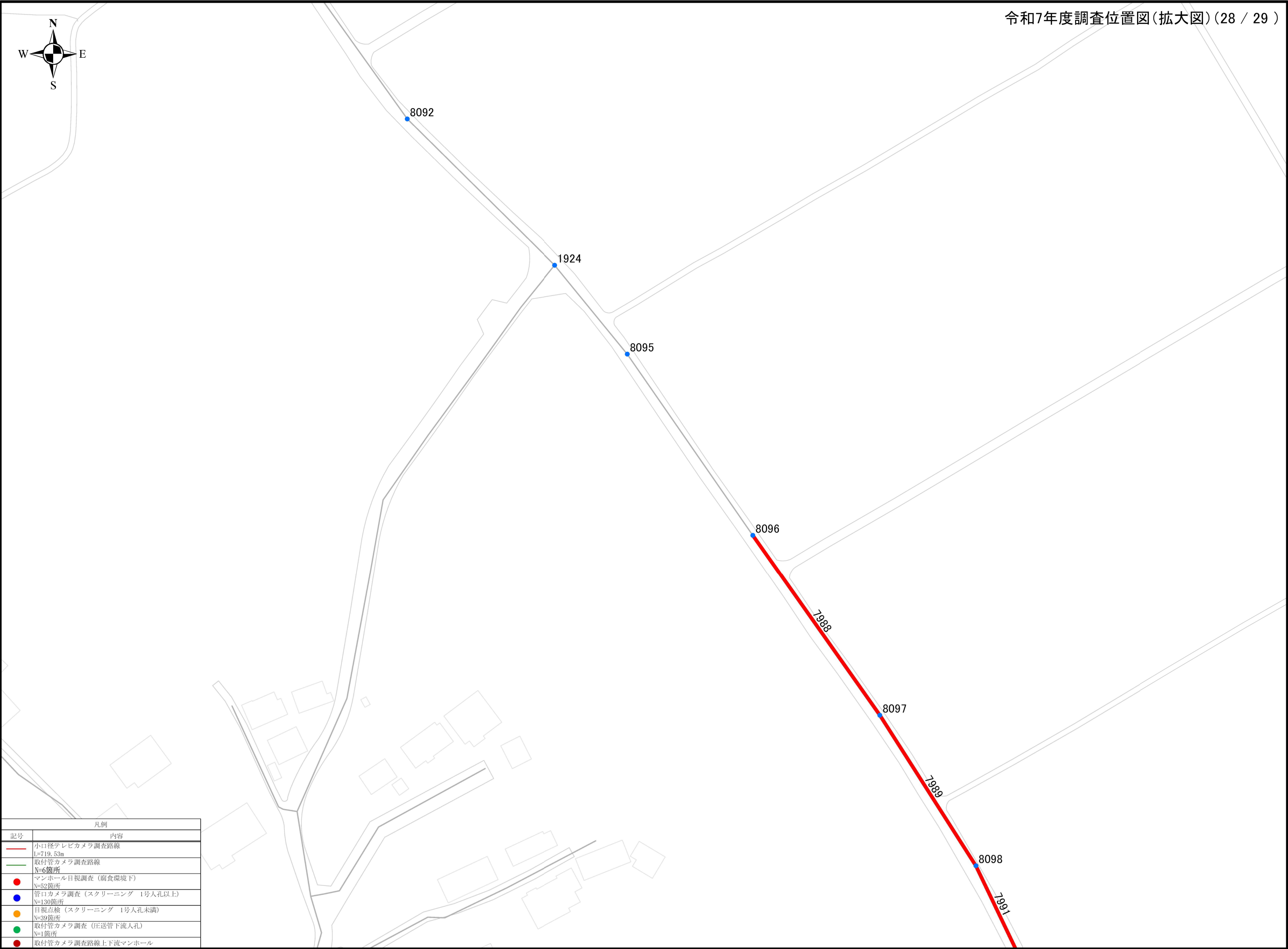
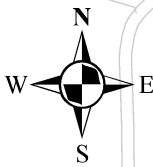


凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

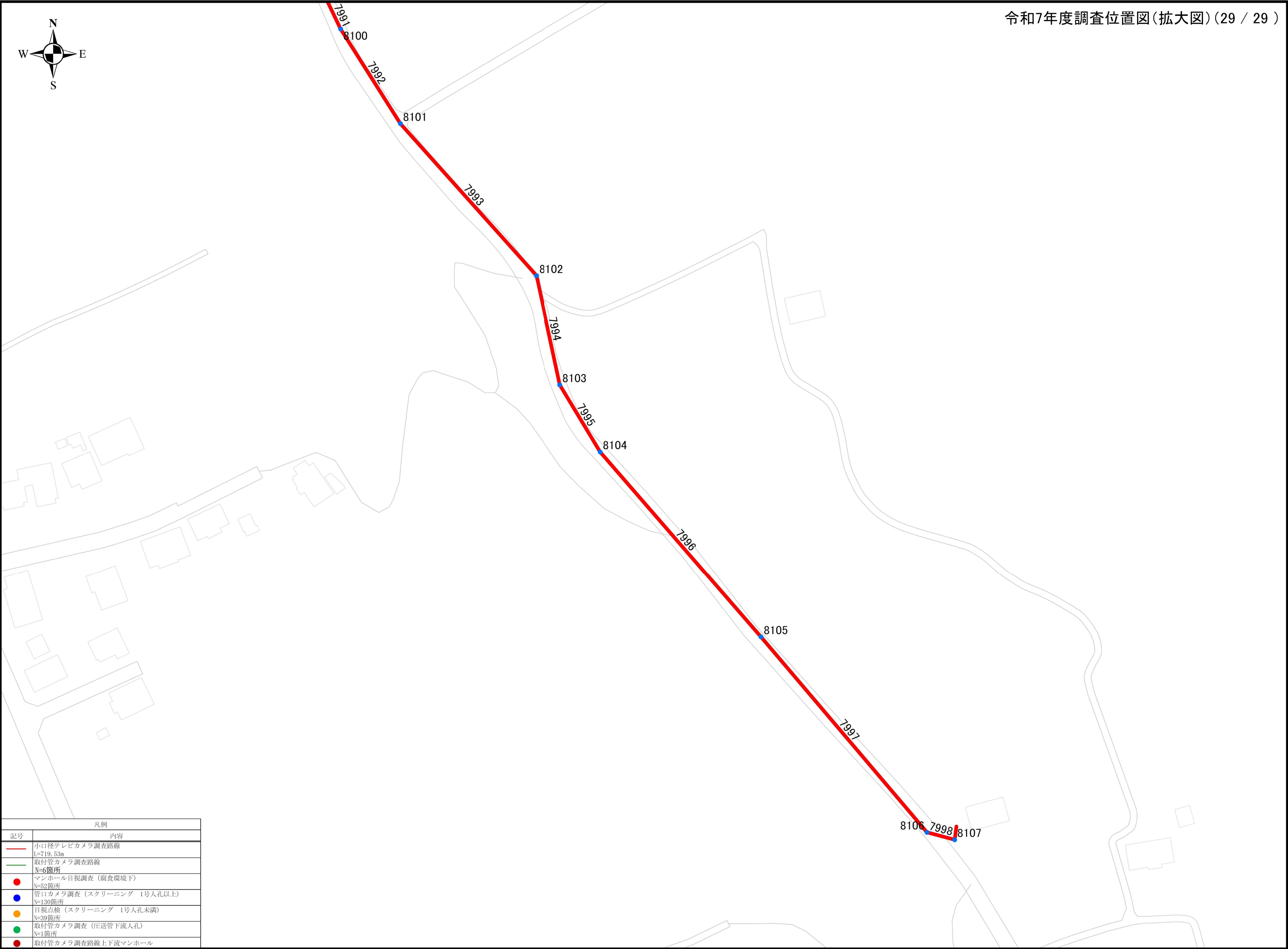


凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール





凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール



凡例	
記号	内容
—	小口径テレビカメラ調査路線 L=719.53m
—	取付管カメラ調査路線 N=6箇所
●	マンホール目視調査（腐食環境下） N=52箇所
●	管口カメラ調査（スクリーニング 1号人孔以上） N=130箇所
●	目視点検（スクリーニング 1号人孔未満） N=39箇所
●	取付管カメラ調査（圧送管下流入孔） N=1箇所
●	取付管カメラ調査路線上下流マンホール

工 事 数 量 総 括 (内 訳) 表

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
下水道施設調査				式		
			1			
管路施設調査等				式		
			1			
管路調査				式		管路調査 1.000 式
			1			
下水道分野共通				式		
			1			
仮設工				式		
			1			
交通管理工				式		交通誘導警備員 19.000 人日
			1			
直接工事費計				式		
			1			
共通仮設費（率計上）				式		
			1			
共通仮設費計				式		
			1			
純工事費				式		
			1			
現場管理費				式		
			1			
工事原価				式		
			1			
一般管理費等				式		
			1			
契約保証費用				式		
			1			
工事価格				式		
			1			
消費税相当額				式		
			1			
請負工事費				式		
			1			

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
下水道施設調査									
管路施設調査等									
管路調査									
管路調査					1.000	式			
巡視工					575.000	m			第0001号代価表
マンホール点検工(地上目視)					39.000	箇所			第0003号代価表
マンホール点検工(管口カメラ)					130.000	箇所			第0005号代価表
マンホール目視調査工					52.000	箇所			第0007号代価表
管渠内洗浄工					719.000	m			第0008号代価表
本管TVカメラ調査工					719.000	m			第0011号代価表
取付管TVカメラ調査工					7.000	箇所			第0013号代価表
報告書作成工					1.000	式			第0016号代価表
下水道分野共通									
仮設工									
交通管理工									
交通誘導警備員					19.000	人日			
交通誘導警備員B					19.000	人日			第0023号代価表
直接工事費計									

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費（率計上）									
共通仮設費計									
純工事費									
現場管理費									
工事原価									
一般管理費等									
契約保証費用									
工事価格									
消費税相当額									
請負工事費									

第 0001 号 代価表 巡視工

第07-13-231-T-002号

3000.000 m 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量補助員		人			
ライトバン運転(1)		日			第0002号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0002 号 代価表 ライトバス運転(1)

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー	23.000	L			
ライトバン損料 1500cc 80kw		時間			
合計					
			単位当り		

第 0003 号 代価表 マンホール点検工(地上目視)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

40.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量補助員		人			
ライトバン運転(2)		日			第0004号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0004 号 代価表 ライトバス運転(2)

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー	11.000	L			
ライトバン損料 1500cc 80kw		時間			
合計					
			単位当り		

第 0005 号 代価表 マンホール点検工(管口カメラ)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

25.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量補助員		人			
管口カメラ 方向制御器		時間			
ライトバン運転工(3)		日			第0006号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0006 号 代価表 ライトバン運転工(3)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

1.000

日 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー	23.000	L			
ライトバン損料 1500cc 80kw		時間			
運転手 (一般)		人			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0007 号 代価表 マンホール目視調査工

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

25.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量補助員		人			
ライトバン運転(2)		日			第0004号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0008 号 代価表 管渠内洗浄工

第07-13-231-T-002号

555.000 m 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
高圧洗浄車(4t)運転工		日			第0009号 代価表 20250501
給水車(4t)運転工		日			第0010号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0009 号 代価表 高圧洗浄車(4t)運転工

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
軽油	41.000	L			
運転手（特殊）		人			
高压洗浄車 147kw 4t		時間			
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0010 号 代価表 給水車(4t)運転工

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
軽油	41.000	L			
運転手（一般）		人			
給水車 132kw 4t		時間			
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0011 号 代価表 本管TVカマ調査工

第07-13-231-T-002号

280.000 m 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
TVカメラ搭載車(2t)運転工(本管用)		日			第0012号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0012 号 代価表 TVカマ掲載車(2t)運転工(本管用)

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー	43.000	L			
運転手（一般）		人			
TVカメラ搭載車 95.5kw 2t		時間			
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0013 号 代価表 取付管TVカメラ調査工

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

30.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師		人			
測量技師補		人			
普通作業員		人			
小型高圧洗浄機(5.8kw)運転工		日			第0014号 代価表 20250501
TVカメラ搭載車(2t)運転工(取付管用)		日			第0015号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0014 号 代価表 小型高圧洗浄機(5.8kw)運転工

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
軽油	4.800	L			
特殊作業員		人			
小型高圧洗淨機 5.8kw		時間			
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0015 号 代価表 TVカマ掲載車(2t)運転工(取付管用)

第07-13-231-T-002号

1. 000

目 当 り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー	27.000	L			
運転手（一般）		人			
TVカメラ搭載車(取付管用) 70kw 2t		時間			
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0016 号 代価表 報告書作成工

第07-13-231-T-002号

1.000

式 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
報告書作成工(巡視工)	575.000	m			第0017号 代価表 20250501
報告書作成工(地上点検工)	39.000	箇所			第0018号 代価表 20250501
報告書作成工(管口カメラ点検工)	130.000	箇所			第0019号 代価表 20250501
報告書作成工(マンホール目視調査工)	52.000	箇所			第0020号 代価表 20250501
報告書作成工(本管TVカメラ調査工)	719.000	m			第0021号 代価表 20250501
報告書作成工(取付管TVカメラ調査工)	7.000	箇所			第0022号 代価表 20250501
合計					
			単位当り		

条件名称	入力値	入力名称
------	-----	------

第 0017 号 代価表 報告書作成工(巡視工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

1800.000 m 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費(率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0018 号 代価表 報告書作成工(地上点検工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

80.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費(率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0019 号 代価表 報告書作成工(管口カメラ点検工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

50.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師 (A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費 (率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0020 号 代価表 報告書作成工(マンホール目視調査工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

50.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費(率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0021 号 代価表 報告書作成工(本管TVカマ調査工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

560.000 m 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費(率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0022 号 代価表 報告書作成工(取付管TVカメラ調査工)

第 0 7 - 1 3 - 2 3 1 - T - 0 0 2 号

80.000

箇所 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費(率)	1.000	式			
合計					
			単位当り		

条件名称

入力値

入力名称

第 0023 号 代価表 交通誘導警備員B

第07-13-231-T-002号

1. 000

人日 当り

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B	1.000	人			
合計					
			単位当り		

単価登録一覧表

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 規 格	単 位	単価	摘要
TJ000010	高圧洗浄車 147kw 4t	時間		機械 20250501
TJ000020	給水車 132kw 4t	時間		材料 20250501
TJ000030	TVカメラ搭載車 95.5kw 2t	時間		機械 20250501
TJ000040	TVカメラ搭載車(取付管用) 70kw 2t	時間		機械 20250501
TJ000050	小型高圧洗浄機 5.8kw	時間		材料 20250501
TJ000060	管口カメラ 方向制御器	時間		機械 20250501
TJ000070	ライトバン損料 1500cc 80kw	時間		機械 20250501

施 工 単 価 一 覧 表

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 形 状	単 位	単価	摘要
WB010212	交通誘導警備員B	人日		代価表 第0023号

登録代価一覧表

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 形 状	単 位	単価	摘要
SJ000010	巡視工	m		20250501
SJ000020	ライトバン運転(1)	日		20250501
SJ000030	マンホール点検工(地上目視)	箇所		20250501
SJ000040	ライトバン運転(2)	日		20250501
SJ000050	マンホール点検工(管口カメラ)	箇所		20250501
SJ000060	ライトバン運転工(3)	日		20250501
SJ000070	マンホール目視調査工	箇所		20250501
SJ000080	管渠内洗浄工	m		20250501
SJ000090	高压洗浄車(4t)運転工	日		20250501
SJ000100	給水車(4t)運転工	日		20250501
SJ000110	本管TVカメラ調査工	m		20250501
SJ000120	TVカメラ掲載車(2t)運転工(本管用)	日		20250501
SJ000130	取付管TVカメラ調査工	箇所		20250501
SJ000140	小型高压洗浄機(5.8kw)運転工	日		20250501
SJ000150	TVカメラ掲載車(2t)運転工(取付管用)	日		20250501
SJ000160	報告書作成工(巡視工)	m		20250501
SJ000170	報告書作成工(地上点検工)	箇所		20250501
SJ000180	報告書作成工(管口カメラ点検工)	箇所		20250501
SJ000190	報告書作成工(マンホール目視調査工)	箇所		20250501
SJ000200	報告書作成工(本管TVカメラ調査工)	m		20250501
SJ000210	報告書作成工(取付管TVカメラ調査工)	箇所		20250501
SJ000220	報告書作成工	式		20250501

機 労 材 集 計 リ ス ト (機 械) [積上分]

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 規 格	数 量	単 位	金 額	摘 要
TJ000010	高圧洗浄車 147kw 4t	7.772	時間		20250501
TJ000030	TVカメラ搭載車 95.5kw 2t	15.407	時間		20250501
TJ000040	TVカメラ搭載車(取付管用) 70kw 2t	1.399	時間		20250501
TJ000060	管口カメラ 方向制御器	31.200	時間		20250501
TJ000070	ライトバン損料 1500cc 80kw	50.679	時間		20250501

機 労 材 集 計 リ ス ト (材 料) [積上分]

第 07-13-231-T-002 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 規 格	数 量	単 位	金 額	摘 要
TJ000020	給水車 132kw 4t	7.772	時間		20250501
TJ000050	小型高压洗浄機 5.8kw	0.699	時間		20250501
Z006702002	軽油	106.789	L		20250501
Z006704001	ガソリン レギュラー	274.329	L		20250501

国補特環下委託第2号
下水道管路内カメラ調査業務委託

数 量 計 算 書

令和 7 年度

作業日数の算定根拠

種 別	細 別	設計数量 (A)		作業能力 (C)		実働日 n=A/C 日	不稼働 係数 K 1.7	供用日 N=n*K 日	送風機運転 必要日数 日	交通誘導員 必要日数 日	備 考
巡 視	巡視工	575	m	3000	m/日	0.2	1.7	0.3		0.2	
点 検	地上点検工	39	箇所	40	箇所/日	1.0	1.7	1.7		1.0	
	管口カメラ点検工	130	箇所	25	箇所/日	5.2	1.7	8.8		5.2	
	点検工		箇所	25	箇所/日						
	マンホール蓋点検工		箇所	40	箇所/日						
管きょ内洗浄	800mm未満	719	m	555	m/日	1.3	1.7	2.2		1.3	
TVカメラ調査	中小口径管用	719	m	280	m/日	2.6	1.7	4.4		2.6	
	大口径管用		m	300	m/日						
本管潜行目視調査	800mm～1500mm未満		m	500	m/日						
	1500mm以上		m	600	m/日						
	2000mm以上		m	300	m/日						
	BOX等 (2000以上)		m	300	m/日						
人孔目視調査	標準 (深6m以下)	52	箇所	25	箇所/日	2.1	1.7	3.6	2.1	2.1	
	特殊		箇所	10	箇所/日						
劣化調査 (中性化試験)	管路800mm～1200未満		測点	7	測点/日						
	管路1200mm～2000未満		測点	10	測点/日						
	人孔		測点	15	測点/日						
劣化調査 (圧縮強度試験)	管路800mm～1200未満		測点	7	測点/日						
	管路1200mm～2000未満		測点	10	測点/日						
	人孔		測点	15	測点/日						
劣化調査 (鉄筋腐食試験)	管路800mm～1200未満		測点	5	測点/日						
	管路1200mm～2000未満		測点	7	測点/日						
	人孔		測点	10	測点/日						
コア採取	標準コア採取		箇所	4	箇所/日						
	ソフトコア採取φ25		箇所	10	箇所/日						
計						12.4		21.0	2.1	12.4	

交通誘導員の必要人員

区 分	種 別	実働日 (日)	決定日 (日)	配置員 (人/日)	交通誘導員 (人)	備 考
交通誘導員	点検、人孔目視調査	8.3	9	1	9	
	巡視、管きょ内洗浄、TVカメラ調査	4.1	5	2	10	